

模倣品の越境取引に関する規制の必要性について

令和3年4月6日

特許庁

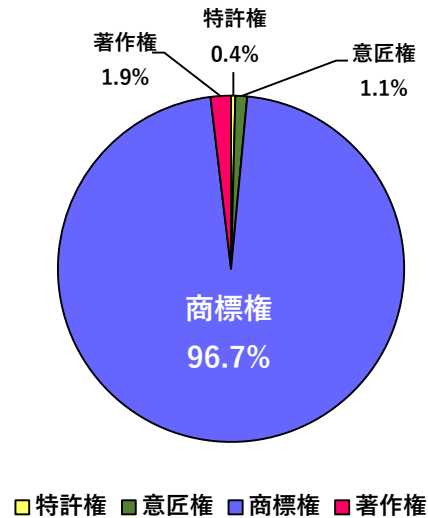
知的財産別輸入差止実績と侵害貨物の小口化

- 財務省公表の「令和2年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」によれば、侵害品の内訳として、件数ベースで**商標権侵害品が大半を占める**（下記A-1）。
- 平成17年と比較して、近年、差止件数は大きく増加（約1万件→約2～3万件）しているが、差止点数は同程度又はこれを下回る数（約50～約100万点）となっており、**侵害貨物は小口化の傾向**（下記A-2）。

※「輸入差止件数」は税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。「輸入差止点数」は税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。（例）1件の輸入申告又は郵便物に、10点の知的財産侵害物品が含まれていた場合「1件10点」として計上。

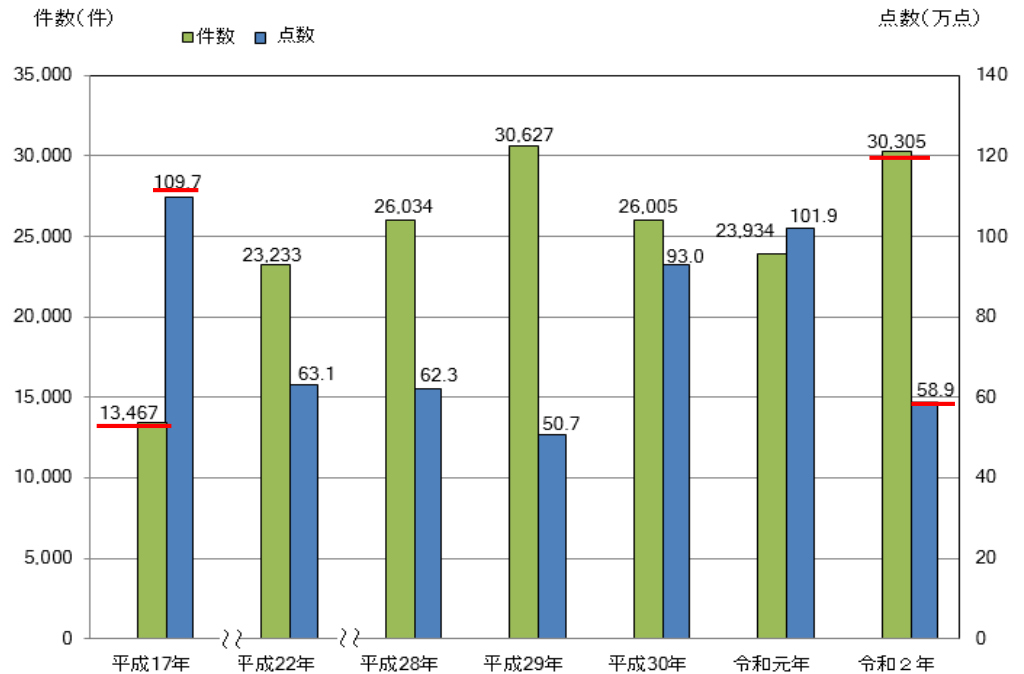
A-1

令和2年 知的財産別輸入差止実績構成比（件数ベース）



A-2

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



知的財産推進計画2020

- ・ 知的財産推進計画2020において、模倣品の個人使用目的の輸入について具体的な対応の方向性を検討することとされている。

5. コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築

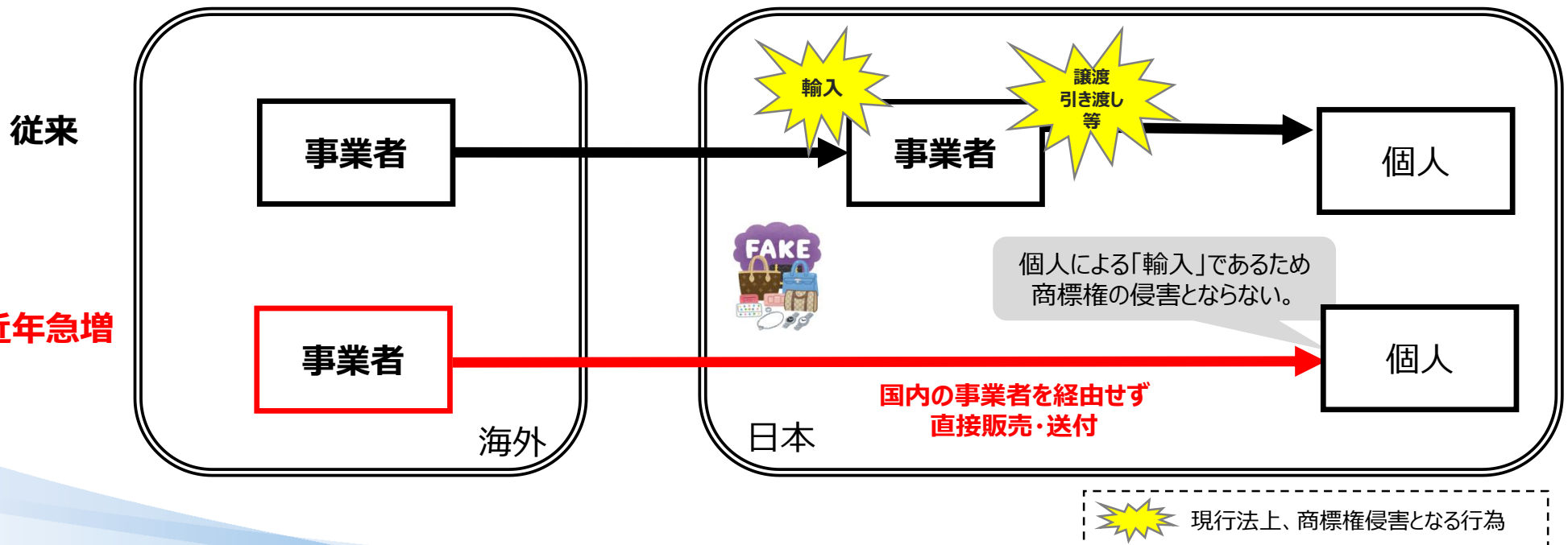
(2) 模倣品・海賊版対策の強化

(施策の方向性)

- ・ 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討する。（短期）（財務省、経済産業省）

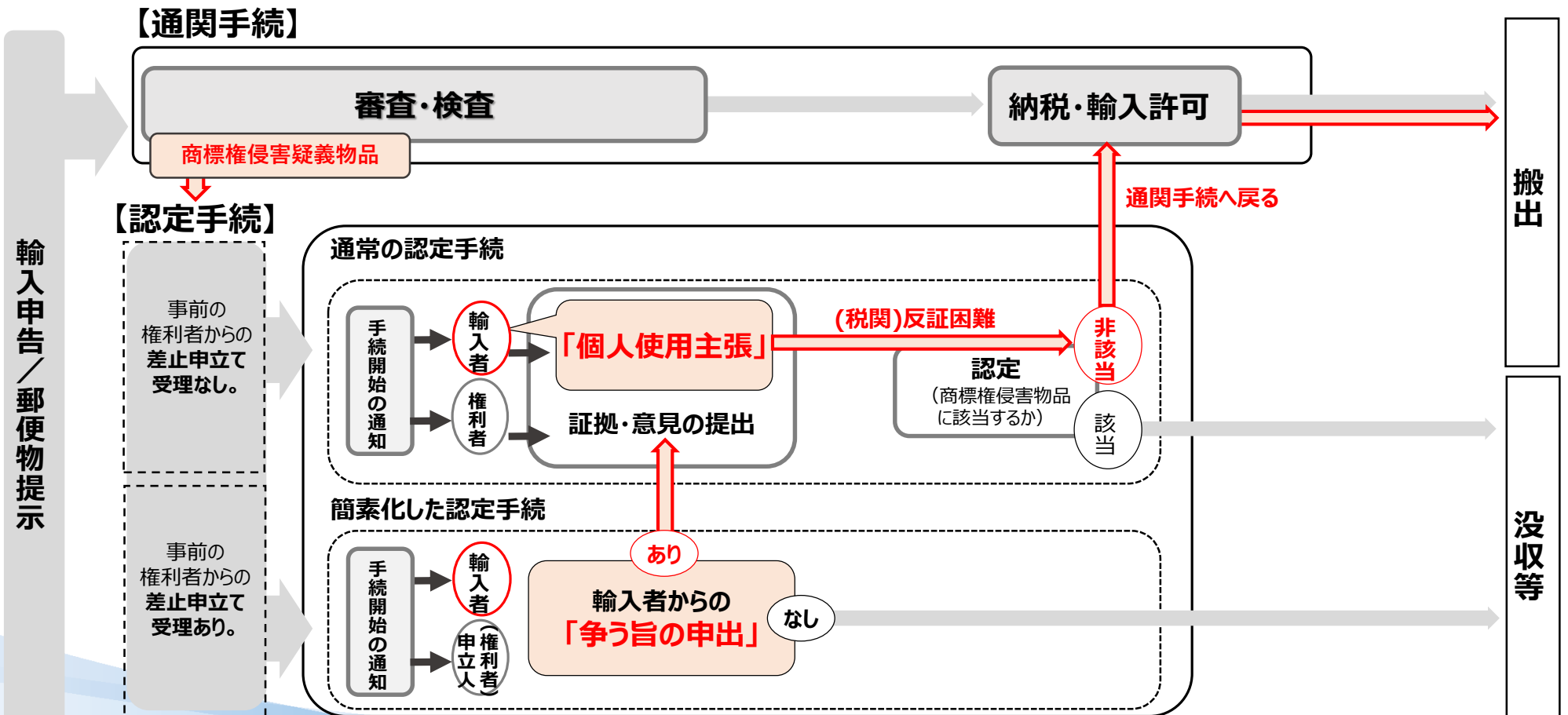
模倣品の越境取引の変化と商標権侵害（「輸入」）

- **従来**：模倣品の越境取引においては、国内に事業者（輸入・販売業者）が存在した。
→この場合、国内の事業者による「輸入」は商標権侵害となる。
- **近年**：**eコマースの発展、国際貨物の配送料金低下等**により、海外事業者が国内の個人に対し、模倣品を直接販売・送付するケースが急増。
→この場合、個人（事業者に該当しない者）による「輸入」は商標権侵害とならない。



商標権侵害物品と税関における没収等

- 商標権侵害物品は、「輸入してはならない貨物」として税関での没収等の対象となる。
- 没収等の前提として認定手続により、商標権侵害物品の該当性を判断。
→ 模倣品の購入者（輸入者）が「**個人使用主張**」をして商標権侵害該当性を争うと、税関では反証困難となり、**模倣品の流入を阻止できないケースがある**（下記図の赤色矢印）。

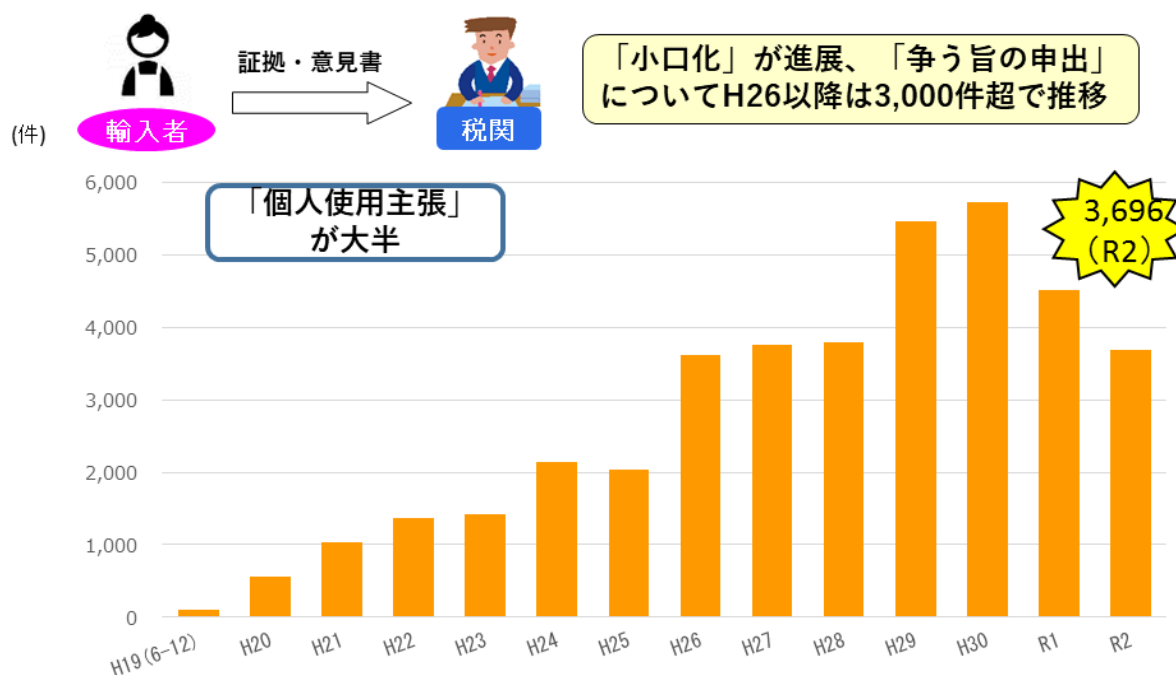


模倣品の輸入者による「個人使用主張」の増加

- 認定手続において、「争う旨の申出」が平成26年以降、3千件以上の高い水準で推移しており、その大半は「個人使用主張」。
- 結果として、**模倣品の流入増加に歯止めをかけることができていない。**

<輸入者からの「争う旨の申出」>


【争う旨の申出の推移】



財務省「最近の関税政策と税関行政を巡る状況」（令和2年10月23日）関税・外国為替等審議会 関税分科会資料
※令和2年のデータは令和3年3月5日に財務省のHPにおいて公表されたため、特許庁側で加筆

→ **模倣品の越境取引の問題について、何らかの措置を講じるべきではないか。**

欧米の規制状況との比較（商標）

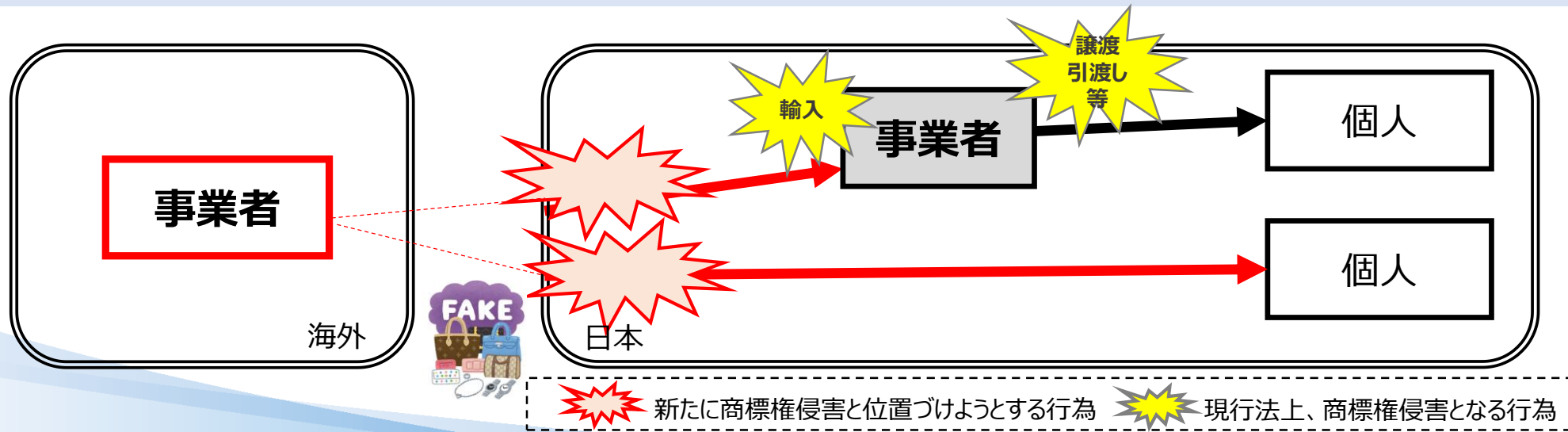
	個人使用目的による模倣品の輸入は税関で差し止められるか（携帯品*を除く）。	備考
アメリカ	○	
EU	○	<p>（従来）個人使用目的による模倣品の輸入が商標権侵害に該当するか、税関で差し止められるか等について、争いがあった。</p> <p style="text-align: center;">  規制状況の変化 </p> <p>2014年、欧州連合司法裁判所判決（Case C-98/13）は個人使用目的による模倣品の輸入の事案について、EU域外の「販売業者」の行為に商標権侵害等が成立するものとして、税関差止めの対象とすることを認めた。</p> <p>判決を踏まえ、EUでは、EU域外の事業者が模倣品をEU域内に宛てて送付した模倣品については、当該事業者の行為に商標権侵害が成立するものと解釈し、税関差止めの対象とされている。</p>
日本	×	<p>個人の輸入する模倣品は商標権侵害物品に該当しないため、税関差止めの対象とされていない。</p>

*携帯品（ハンドキャリア）については、アメリカでは数量等の制限を超える場合に差止め対象。EUでは「業として」の性質を有する場合に差止め対象。日本では事業者による場合に差止め対象。

→ EUのように、海外の事業者の行為に着目して規制を行うことはできないか。

検討の方向性（海外事業者の行為に着目した規制）

- 近年の越境取引の変化、模倣品の流入増加を踏まえ、何らかの措置を講じるべき。
 - 過去の検討に照らし、**個人の行為を商標法で規制することについては**、商標法の制度趣旨や法体系（「業として」）に影響を与えるものであり、**慎重な検討が必要**。
 - **海外事業者の行為（国内の者に模倣品を直接販売・送付する行為）は**、現行商標法上、**商標権侵害に該当するか明らかでない**。
- **海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害と位置づける**ことで、「業として」を維持しながら、模倣品の流入に歯止めをかけたい。



● 「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について－産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会－」：

近年の模倣品の流入増加に対応するため、**海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける**方向で検討することが適当である。新たな行為を規定する際には、本小委員会での指摘を踏まえ、規制範囲が不当に拡大しないよう留意するものとする。

なお、本小委員会においては、同様の問題は他の産業財産権との関係でも生じ得ることから、産業財産権四法の改正の必要性を検討することとしていた。

一方で、産業構造審議会知的財産分科会第44回特許制度小委員会（令和2年12月8日開催）において、特許法及び実用新案法に関する、本検討事項と同旨の改正の必要性について、**今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当**とされた。このため、当面は、商標法及び意匠法について、上記の検討を進めることが適当である。

● 「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方－産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会－」：

近年の模倣品の流入増加に対応するため、海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権及び意匠権侵害行為と位置づけるとしても、特許法及び実用新案法に関する同旨の改正の必要性については、**特許法等の解釈にかかる判例・学説の進展や今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当**である。

特許法等の一部を改正する法律案の概要（令和3年3月2日閣議決定）

●海外からの模倣品流入への規制強化（意匠法・商標法）

- ✓ 増大する個人使用目的の模倣品輸入に対応し、**海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為**を商標権等の侵害として位置付ける。

○商標法

（定義等）

第二条（略）

2～6（略）

7 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。

○意匠法

（定義等）

第二条（略）

2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。）又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二・三（略）

3（略）